

※受付番号No.

写真
(3.0×2.5cm)
(6ヶ月以内撮影)
1枚を
添付のこと

玉掛け技能講習受講申込書

フリガナ			性別	生 年 月 日		
氏 名			男・女	年 月 日		
住 所	(電話 - -)			郵便番号		
				〒 -		
科 目 免 除 資 格 (該当する記号・番号に○印をし、従事期間を記入してください。裏面を参照してください。)	イ	1. 5トン未満の揚貨装置の運転 2. 5トン未満のクレーンの運転 年 月 から 年 月 まで		3. 5トン未満のデリックの運転 4. 1トン未満の移動式クレーンの運転 年 月 から 年 月 まで 年 月 間 上 記 業 務 に 従 事 し ま し た。		
	ロ	鉱山保安法による鉱山において、つり上げ荷重が5トン以上のクレーン又は移動式クレーンの運転の業務に 年 月 から 年 月 まで 年 月 間 上 記 業 務 に 従 事 し ま し た。				
	ハ	1. クレーン運転士免許取得 2. 移動式クレーン運転士免許取得 3. デリック運転士免許取得		4. 揚貨装置運転士免許取得 5. 床上操作式クレーン運転技能講習修了 6. 小型移動式クレーン運転技能講習修了		
	ニ	所定の玉掛業務特別教育を終了し、つり上げ荷重が1トン未満のクレーンの玉掛、移動式クレーン又はデリックの玉掛け業務に 年 月 から 年 月 まで 年 月 間 上 記 業 務 に 従 事 し ま し た。				
	ホ	1. クレーン、移動式クレーン、デリック若しくは揚貨装置でつり上げ荷重若しくは制限荷重が1トン以上のものの玉掛けの補助作業 2. 所定の玉掛業務特別教育を終了し、制限荷重が1トン未満の揚貨装置の玉掛け業務に 年 月 から 年 月 まで 年 月 間 上 記 業 務 に 従 事 し ま し た。				
所 属	事業所名			電話		
	所在地	〒		建災防山口県支部加入の有無 会 員 非 会 員		
事業主証明又は所属長証明 ※事業主本人が受講の場合 元請又は同業者による証明	上記の作業経験に相違ないことを証明します。 事 業 所 名 事 業 所 所 在 地 役職名・代表者氏名					
講習の一部免除希望の有無	有・無	備 考	本人確認書類の写し及び、技能講習の一部免除を受けようとする者は、その資格を有することを証する書面の写しを添付すること。		※確認印	

年 月 日

建設業労働災害防止協会山口県支部長 殿

受講案内書記載事項並びに下記の注意事項等を了知の上申し込みます。

申 込 者
(受講者本人)

印

- (注) 1. 玉掛業務特別教育を会社で受講した場合は、裏面2の事業主証明をとって下さい。
2. この申込書に記載していただく氏名、生年月日等の各項目は、法律で記入することが定められています。誤りのないよう正確（戸籍に記載されている文字）に楷書で記入して下さい。記載事項を訂正する場合は、訂正箇所を二重線を引いて訂正印を押印すること。（修正液等使用不可）
なお、記入していただいた氏名、生年月日等は、この技能講習の事業以外では一切使用いたしません。
3. ご本人確認のため、受講申込時、公的書面（自動車運転免許証・パスポート・住民票等）の原本及びその写しを持参下さい。
4. 遅刻、途中退場、早退等により所定の講習時間を受講しなかった場合は、修了試験を受験できません。
5. 受講料は、受講日から4営業日前までのキャンセル・欠席は、返却いたしません。
6. 写真（3.0×2.5cm、6ヶ月以内撮影、顔正面、無背景、帽子やメガス等の頭や顔を覆うもの不可、裏面に氏名記入）1葉を添付する（貼り付けない）こと。
7. ※印の欄は記入しないこと。

※ 試 験 成 績 表						※ 合否の別	※ 修了証番号	第 号
学 科	クレーン	力 学	玉掛け方法	法 令	計			
実 技	質量目測	用具選定	玉掛け	合 凶	計	合・否	※ 修了証 交付年月日	年 月 日
※記事欄								

1. 講習科目等の一部が免除される者

区分	現に有する資格	免除される科目	免除される受講時間	受講料
イ	所定の特別教育を修了し、次のいずれかの業務に6ヶ月以上従事した経験を有する者 ① 制限荷重が5トン未満の揚貨装置の運転 ② つり上げ荷重が5トン未満のクレーンの運転 ③ つり上げ荷重が5トン未満のデリックの運転 ④ つり上げ荷重が1トン未満の移動式クレーンの運転	実 技 ・クレーン等の運転のための合図	実技 1時間	20,300 円
ロ	鉱山において次のいずれかの業務に1ヶ月以上従事した経験を有する者 ① つり上げ荷重が5トン以上のクレーンの運転 ② つり上げ荷重が5トン以上の移動式クレーンの運転			
ハ	(1) クレーン・デリック運転免許、移動式クレーン運転士免許、又は揚貨装置運転士免許を受けた者 (2) 床上操作式クレーン運転技能講習又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者	学 科 ・クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識 実 技 ・クレーン等の運転のための合図	学科 3時間 実技 1時間	19,300 円
ニ	所定の玉掛業務特別教育を修了し、つり上げ荷重が1トン未満のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛けの業務に6ヶ月以上従事した経験を有する者	実 技 ・クレーン等の運転のための合図	実技 1時間	20,300 円
ホ	(1) クレーン、移動式クレーン、デリック若しくは揚貨装置でつり上げ荷重若しくは制限荷重が1トン以上のものの玉掛けの補助作業の業務に6ヶ月以上従事した経験を有する者 (2) 所定の玉掛業務特別教育を修了し、制限荷重が1トン未満の揚貨装置の玉掛けの業務に6ヶ月以上従事した経験を有する者	な し	な し	19,300 円
な し (全科目を受講する者)		な し	な し	21,300 円

2. 特別教育を会社で受講した場合に記入して下さい。(但し、外部の教育機関で受講した場合は記入される必要はありませんが、修了証の写しを添付して下さい。)

なお、玉掛の補助業務に従事した場合には、ロのみ記入して下さい。

イ 特別教育の実施	実 施 者		
	実 施 期 間		
	実 施 場 所		
	教 材		
ロ 業務経験	実技に使用したクレーン 又は移動式クレーン	種 類	
		形 式	
		機 体 重 量	
	実 務 経 験 年 数	期 間	
		経 験 年 数	
		種 類	
主に運転した機械	形 式		
	機 体 重 量		
上記について、相違ないことを証明します。			
平成 年 月 日			
所在地			
会社名	(印)		
連絡先			

資格証の写しを添付

○技能講習修了証 ○特別教育修了証 ○建設機械施工技術検定合格証